

令和6年（ワ）第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市、国

## 第 1 1 準 備 書 面

### 被告奈良市第4準備書面に対する反論

2025年11月10日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

#### 原告訴訟代理人

弁護士	佐	藤	真	理
弁護士	愛	須	勝	也
弁護士	諸	富		健
弁護士	佐	藤	博	文
弁護士	小	野	寺	義
弁護士	岸		松	江
弁護士	種	田	和	敏
弁護士	中	谷	雄	二
弁護士	清	家	康	男
弁護士	大	河	原	壽
弁護士	毛	利		崇
弁護士	八	木	和	也
弁護士	井	下		顕

被告奈良市第4準備書面への反論は以下の通りである。

## 第1 自衛隊法97条1項は組織規範であること

### 1 組織規範と根拠規範

行政活動を規律する法律には、組織規範と根拠規範とがあるところ、組織規範とはどのような行政機関を設けるか、行政事務を各行政機関にいかにかに配分するか、各行政機関の組織はいかに定めるか等を内容とする。

これに対し、根拠規範とは、組織規範が定める所掌事務の範囲内において、行政機関の具体的な活動を議会が事前承認し、その実体的要件・効果を定めたものを言う（「行政法概説Ⅰ行政法総論【第8版】」宇賀克也 p 33）。

### 2 「法令に基づく場合」の法令とは根拠規範であること

そして、個人情報法18条3項及び同法69条1項の「法令に基づく場合」とは、組織規範のみならず、根拠規範が存在することを意味する（「新・個人情報保護法逐条解説」宇賀克也 p 205）。

この点は、個人情報ガイドラインでも、「行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、『法令に基づく場合』に当たらない」としているが、同旨である（乙2， p 29）。

もとより、原告準備書面5の別紙であげた規範は、いずれも「一定の場合に、必要な範囲で、資料の提供を許容する」との条文構造となっており、いずれも根拠規範である。

### 3 自衛隊法97条1項は組織規範であること

他方、自衛隊法97条1項は、「都道府県知事及び市町村長は、政

令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」と定める法定受託事務（地方自治法施行令別表1）の規定で、要件・効果はどこにも定められておらず、単に行政事務の一部を自治体が担うと定めているにすぎない。

この点、個人情報ガイドラインでも、「普通地方公共団体が『地域における事務』を担うことを定めている地方自治法第2条第2項のような、包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いも、『法令に基づく場合』には当たらない」と明記する（乙2，P29）。

そして、法定受託事務は、上記地方自治法第2条2項で定める「地域における事務」の一類型として、同法同条9項に定めるものである。

つまり、自衛隊法97条1項は、個人情報ガイドラインが「法令」であることを否定する「包括的な権能を定める場合」の規定の代表例ということになる。

#### 4 小括

以上の通り、個人情報保護法18条3項、69条1項「法令に基づく場合」の「法令」とは、組織規範は含まれず、自衛隊法97条1項は組織規範であるから、自衛隊法97条1項はここに言う「法令」に該当しない。

## 第2 政令は根拠規範とならないこと

たしかに自衛隊法施行令120条は、防衛大臣による「資料」の提供を求めることを許容する。

しかしながら、この点も宇賀教授が指摘する通りで、「法令に基づく場合」とは、法律とは独立して政令でもって根拠規範を定めていれ

ば足りるという意味ではない。

根拠規範とは、行政機関の具体的な活動を、議会在事前承認し、その実体的要件・効果を定めたものを言うのである。これを法律の留保と言う。

よって、ここで言う法「令」に基づく場合とは、法律であらかじめ提供できる場合を一定の範囲で定め、要件・効果を政省令で、より具体的に定めている場合に、当該政省令が許容する範囲でのみ、提供が可能となるという意味である（「新・個人情報保護法逐条解説」宇賀克也 p 475）。

ところで、前記の通り、自衛隊法97条1項は組織規範ではない。

したがって、これに基づく政令は、個人情報の提供を許容する根拠規範になどなり得ない。したがって、自衛隊法施行令120条では個人情報の提供などできない。

### 第3 EUにより充分性認定が取り消されること

- 1 原告準備書面（7）で述べた通り、個人情報関連法令の整備は、EUからの充分性認定を意識して行われてきた。そこで最も重視されたのは法律でもって行政機関の保有個人情報を管理し、行政機関による恣意的な利用を防ぐことができているか（準備書面（7）P14～P16、甲49）であった。
- 2 仮に本事案において、裁判所が組織法でもって個人情報を提供することを許容するとの判断がなされ、その道を開いてしまえば、法律でもって行政機関の保有個人情報を管理するとの土台が崩れ去ることになる。
- 3 例えば、厚労省設置法3条は、「厚生労働省は、国民生活の保障及

び向上を図り、並びに経済の発展に寄与するため、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進並びに・・・」とあるが、同条を根拠として政令を整備し（「法令に基づく場合」として）、公衆衛生増進のために、あらゆる感染症の罹患者の個人情報に厚労省が収集することも可能となってしまう。

また、法定受託事務でも、物品管理法 11 条 1 項は「国は、政令で定めるところにより、物品の管理に関する事務を都道府県の知事又は知事の指定する職員が行うこととすることができる」と定めるが、同規定及び政令を整備することによって（「法令に基づく場合」として）、国有財産の保持のために、当該財産の周辺に居住する住民の氏名、年齢などの名簿を国が都道府県知事に提供させることも可能となってしまう。

4 以上のように、組織規範での提供を許容することは「法令に基づく場合」の限定を取り外すということと事実上同じ効果をもたらすことになり、法律でもって行政機関の保有個人情報を管理するとの土台がすべて崩れ去る。

そうすれば、EU からの十分性認定は確実に取り消され（GDPR 第 4 5 条 2 項で十分性認定の判断には、「法の支配」や「立法の実装」、「司法による救済」がファクターとして入っている、なお取り消し規定は同条 5 項）、日本企業は EU での活動から締め出されることになることに十分留意しなければならない。

#### 第 4 結論

以上のとおり、自衛隊法 97 条 1 項は「法令に基づく場合」の「法令」に該当しないし、日本が法治国家であることを示す意味でも、該当させてはならない。

## 第5 求釈明

被告奈良市は、答弁書6頁において、「被告奈良市が奈良地本への名簿提供を住民基本台帳法第11条第1項に基づくとしている点については、同規定のみが名簿提供を正当化する根拠となるという趣旨ではない。」と述べ、第1準備書面12頁において、「原告が根拠とする被告奈良市の上記答弁（「住民基本台帳法第11条第1項の規定に基づき提供しているため、本人への通知をしていません」との答弁（甲第18号証5ページ）—原告代理人引用）は、質問者から、募集対象者全員に直接通知をして開示拒否の意向を確認すべきではないか、との質問に対して、「本人への通知をしていません」という結論を述べた際の理由を述べる部分であり、本件名簿を奈良地本に提供した法的根拠を問われた際にその根拠についての見解を述べたものではない。」と述べる。

しかし、上記答弁は、「住民基本台帳法第11条第1項の規定に基づき提供している」と住民基本台帳法第11条第1項が名簿提供の根拠規定であることを明言しており、答弁書でも「同規定のみが名簿提供を正当化する根拠となるという趣旨ではない」（下線部は原告代理人）と述べている。

そこで、被告奈良市は、住民基本台帳法第11条第1項が名簿提供の根拠の一つと考えているか、答えられたい。

被告奈良市は、第1準備書面13頁において、「被告奈良市による本件提供行為は、自衛隊法97条1項及び同施行令120条の規定に基づくものである。」と述べている。もしこの記述が、住民基本台帳法第11条第1項が名簿提供の根拠ではないという趣旨であれば、本人への通知をしていない理由として住民基本台帳法第11条第1項を名

簿提供の根拠規定として挙げた上記答弁は理由がなくなる。

そこで、被告奈良市は、原告を含む名簿提供の対象者に通知をしなかった理由について答えられたい。

以上